

川崎市重度障害者等就労支援特別事業サービス単位表(重度訪問介護受給者)

基本部分		障害支援区分6に該当する者の場合	2人の重度訪問介護従業者による場合	特定事業所加算	喀痰吸引等を行った場合		
(1) 1時間未満	185単位						
(2) 1時間以上1時間30分未満	275単位						
(3) 1時間30分以上2時間未満	367単位						
(4) 2時間以上2時間30分未満	458単位						
(5) 2時間30分以上3時間未満	550単位						
(6) 3時間以上3時間30分未満	640単位						
(7) 3時間30分以上4時間未満	732単位						
(8) 4時間以上4時間30分未満	817単位						
(9) 4時間30分以上5時間未満	902単位						
(10) 5時間以上5時間30分未満	987単位						
(11) 5時間30分以上6時間未満	1,072単位					特定事業所加算(Ⅰ) + 20/100	
(12) 6時間以上6時間30分未満	1,157単位					特定事業所加算(Ⅱ) + 10/100	一人1日当たり100単位を加算
(13) 6時間30分以上7時間未満	1,242単位					特定事業所加算(Ⅲ) + 10/100	
(14) 7時間以上7時間30分未満	1,327単位						
(15) 7時間30分以上8時間未満	1,412単位						
(16) 8時間以上8時間30分未満	1,497単位						
(17) 8時間30分以上9時間未満	1,582単位						
(18) 9時間以上9時間30分未満	1,667単位						
(19) 9時間30分以上10時間未満	1,752単位						
(20) 10時間以上10時間30分未満	1,837単位						
(21) 10時間30分以上11時間未満	1,922単位						
(22) 11時間以上11時間30分未満	2,007単位						
(23) 11時間30分以上12時間未満	2,092単位						

移動介護加算	
イ 1時間未満	100単位を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満	125単位を加算
ハ 1時間30分以上2時間未満	150単位を加算
ニ 2時間以上2時間30分未満	175単位を加算
ホ 2時間30分以上3時間未満	200単位を加算
ヘ 3時間以上	250単位を加算

福祉・介護職員処遇改善加算	
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 200 / 1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 146 / 1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1,000)

所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	
イ 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 70 / 1,000)
ロ 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 55 / 1,000)

所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

川崎市重度障害者等就労支援特別事業サービス単位表(行動援護受給者)

基本部分		2人の行動 援護従業者 による場合	特定事業所 加算	喀痰吸引等 を行った場合
(1) 30分未満	258単位			
(2) 30分以上1時間未満	407単位			
(3) 1時間以上1時間30分未満	592単位			
(4) 1時間30分以上2時間未満	741単位			
(5) 2時間以上2時間30分未満	891単位			
(6) 2時間30分以上3時間未満	1,040単位			
(7) 3時間以上3時間30分未満	1,191単位			
(8) 3時間30分以上4時間未満	1,340単位			
(9) 4時間以上4時間30分未満	1,491単位			
(10) 4時間30分以上5時間未満	1,641単位			
(11) 5時間以上5時間30分未満	1,791単位			
(12) 5時間30分以上6時間未満	1,940単位			
(13) 6時間以上6時間30分未満	2,091単位			
(14) 6時間30分以上7時間未満	2,240単位			
(15) 7時間以上7時間30分未満	2,391単位			
(16) 7時間30分以上	2,540単位			

福祉・介護職員処遇改善加算		所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護 職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処 遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 239/1,000)		
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 175/1,000)		
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 97/1,000)		

福祉・介護職員等特定処遇改善加算		所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護 職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処 遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
イ 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 70/1,000)		
ロ 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 55/1,000)		

川崎市重度障害者等就労支援特別事業サービス単位表(同行援護受給者)

基本部分		障害支援区分3に該当する者の場合	障害支援区分4以上に該当する者の場合	2人の同行援護従業者による場合	特定事業所加算	喀痰吸引等を行った場合
(1) 30分未満	190単位	+20/100	+40/100	×200/100	特定事業所加算(I)+20/100 特定事業所加算(II)+10/100 特定事業所加算(III)+10/100 特定事業所加算(IV)+5/100	一人1日当たり100単位を加算
(2) 30分以上1時間未満	300単位					
(3) 1時間以上1時間30分未満	433単位					
(4) 1時間30分以上2時間未満	498単位					
(5) 2時間以上2時間30分未満	563単位					
(6) 2時間30分以上3時間未満	628単位					
(7) 3時間以上3時間30分未満	693単位					
(8) 3時間30分以上4時間未満	758単位					
(9) 4時間以上4時間30分未満	823単位					
(10) 4時間30分以上5時間未満	888単位					
(11) 5時間以上5時間30分未満	953単位					
(12) 5時間30分以上6時間未満	1,018単位					
(13) 6時間以上6時間30分未満	1,083単位					
(14) 6時間30分以上7時間未満	1,148単位					
(15) 7時間以上7時間30分未満	1,213単位					
(16) 7時間30分以上8時間未満	1,278単位					
(17) 8時間以上8時間30分未満	1,343単位					
(18) 8時間30分以上9時間未満	1,408単位					
(19) 9時間以上9時間30分未満	1,473単位					
(20) 9時間30分以上10時間未満	1,538単位					
(21) 10時間以上10時間30分未満	1,603単位					
(22) 10時間30分以上11時間未満	1,668単位					
(23) 11時間以上11時間30分未満	1,733単位					
(24) 11時間30分以上12時間未満	1,798単位					

福祉・介護職員処遇改善加算	
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×274/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×200/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×111/1,000)

所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	
イ 福祉・介護職員特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×70/1,000)
ロ 福祉・介護職員特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×55/1,000)

所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
